

二、満五ヶ年以上勤続者ニテ停年満限ニ達シ退職ヲ許スルトキ
三、業務上負傷又ハ疾病ニ基キ経来ノ業務ニ服スル能ハスルテ退職ヲ許
スルトキ

退職手當金 (豫告手當金)

六ヶ月未満	定款日後 二十日以内	二十五日以内
六ヶ月以上	二十日以内	三十日以内
一年以上	三十日以内	四十日以内
一年以上	四十日以内	六十日以内
一年以上	六十日以内	八十日以内
一年以上	八十日以内	百日以内
一年以上	百日以内	二百日以内
一年以上	二百日以内	三百日以内
一年以上	三百日以内	四百日以内
一年以上	四百日以内	五百日以内
一年以上	五百日以内	六百日以内
一年以上	六百日以内	七百日以内
一年以上	七百日以内	八百日以内
一年以上	八百日以内	九百日以内
一年以上	九百日以内	一千日以内

第一條ノ勤続状態ヲ顧慮シ相宜ノ退職手當金ヲ支給スル事トス
第二條 勤続満十ヶ年以上ノ者ニテ松傷病有メ経来ノ業務ニ服スル能ハス
ルニテ退職ヲ許スルハ第一條所定ノ範圍内ニ於テ勤続年數並ニ

第三條 勤続満十ヶ年以上ノ者ニテ松傷病有メ経来ノ業務ニ服スル能ハス
ルニテ退職ヲ許スルハ第一條所定ノ範圍内ニ於テ勤続年數並ニ

第四條 職工規則ニ依リ此ノ解雇ヲ受ケルニシテハ依テ退職給付金ヲ
支給ス

第五條 自己ノ都合ニテ退職スル者ハ退職手當金ヲ支給セズ

附則

第六條 本規則ハ天正十一年八月十七日ニシテ之ヲ改定ス

第七條 今此ノ事業ノ状態ニテ本規則ヲ施行改定スル事トス
第八條 本規則ニ代ルニ本規則ニ改定ニ依リ施行スル事トス

(八月十九日 報)